

よりお身体のサポートが必要な方へ



ウィル販売店様向け

補装具費支給制度 手続きガイドブック

パイプフレーム & バックサポートクッション

WHILL Model C2 パイプフレームタイプ

¥525,000(非課税)

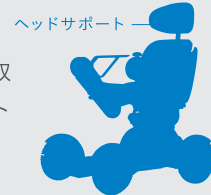
本体と同時購入のみ



市販の製品を取り付けることも可能です。

ヘッドサポート

様々な形状のヘッドサポートが取り付けられます。頭部のサポートが必要な方に。



パイプフレームにあわせた
3種のクッションをご用意しています。

バリライトバックサポートクッション

S:72,600円(税込)、M:72,600円(税込)、L:78,430円(税込)

※本体同時購入時は非課税

ポジショニングと座位保持に特化したバックサポートです。お身体に合わせて3種類の高さのバック形状から選びいただけます。



高性能なバックサポート

体幹が左右に倒れてしまう方の身体状況に合わせた、ディープバックやラテラルサポートなども取り付けることができます。



コントローラー

コントローラーを3種類からお選びいただけます



マウス (標準装備、無料)
手のひらを乗せて操作します。



スティック ¥5,500(税込)
手で握んだり指の間に挟んで操作します。



Uシェイプ ¥14,850(税込)
指や手首を乗せて操作が可能です。

フットサポート

本体と同時購入のみ

※Model C2のみに取り付けられます。

高さ調整用フットサポート ¥48,000(非課税)

お子様や、体格の小さい方でも足がフットサポートにつくように調整可能です。目安として、身長130cm～150cmの方を対象としています。



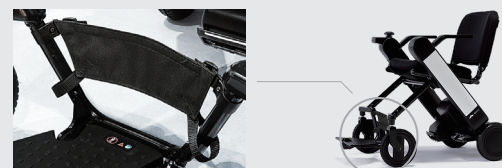
背の低い方でも足の裏をつけて乗ることができます。また、成長に伴い取り外すことも可能です。

レッグサポート

※Model Fのみに取り付けられます。

¥4,620(税込)

足の後方へのズレ防止や足の簡易な保持をサポートします。



電動車椅子における補装具費支給制度とは

身体障害者、身体障害児および難病患者等に対し、自立と社会参加の促進を図ることを目的として、電動車椅子の購入にかかる費用の一部または全部を市町村が支給する制度です。支給決定に至るまでには身体障害者更生相談所の判定があり、身体状況、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、是非を判断します。*

*以下の資料を参考に作成
厚生労働省 平成30年3月23日発表『電動車椅子に係る補装具費の支給について』

WHILL 株式会社へのお問い合わせについて

補装具費支給制度の細かな運用は市区町村によって異なります。申し訳ありませんが、以下のような個別の質問は弊社では承れません。申請先の市区町村にお問合せください。

- ・見積書の個別の品名や価格について
- ・市区町村や更生相談所による判定内容について

上記以外の
お問い合わせは

☎ 0800-080-4338

営業時間: 平日 9:00～18:00 ※通話料無料



- 1 購入を希望されるお客様は補装具費支給制度の支給対象となるか?
- 2 販売店様のやることリスト
- 3 見積書の書き方

VOICES

実際に補装具費支給制度を使ってウィルを購入された方の体験談



北井様

身体状況

疾患：シャルコー・マリー・トゥース病

身体障害者手帳 2級

障害名：両下肢機能障害 2級、右上肢機能障害 7級
左上肢機能障害 7級

以前は手動車椅子を使用していましたが、握力が弱くなってきて長距離を自身で漕ぐのが難しくなりウィルを購入しました。

初めて市役所の窓口で「電動車椅子が欲しい」と相談したときは、手腕の障害等級が低かったため、「手動車椅子ではダメなのですか?」と言われました。しかし、進行性の病気であり、少しの段差や坂道でも難しく、付き添いがいないと外出できない状況だったので、一人で県外まで通勤する手段が欲しいと伝え、理解してもらいました。

手動車椅子との併用が認められた理由

私の場合、会社のオフィスが狭く、社内では手動車椅子を使いたかったため、併用での支給を認めてもらう必要がありました。原則、手動か電動のどちらかの支給しかできないそうですが、「就労に不可欠である」という理由により認められました。

青野様

身体状況

疾患：脊髄損傷 (C5 完全)

身体障害者手帳 1級

障害名：体幹機能障害 (座位不能) 1級
両上肢機能の著しい障害 2級

事故により脊髄を損傷してからリハビリを行い、大学に復学するタイミングでウィルを購入しました。

復学する前までは手動車椅子を使用していましたが、大学構内に急な坂道が多くあるため、電動車椅子が必要になりました。

普通型電動車椅子が認められた理由

車椅子を漕ぐという残存機能を活かすために、最初は手動駆動に切り替えられる簡易型電動車椅子を勧められました。一度、借りて大学内で使用してみたのですが、体幹を保持する力がないので、登り坂で前輪が持ち上がってしまったときに自力で体勢を立て直すことができませんでした。

身体的な条件により、安定感のあるウィルのような普通型電動車椅子でないと一人で通学できないことを伝え、認められました。

高橋様

身体状況

疾患：両足切断および脊髄損傷 (C4 不全)

身体障害者手帳 2級

障害名：両下肢切断

事故により両足切断と脊髄損傷を負い、身体障害者手帳の申請を行いました。手腕は障害の程度が軽いという理由で障害が認められず、両下肢のみの認定となりました。

電動車椅子支給の条件の一つである、上肢機能障害が障害者手帳に入っていないため、最初に申請に行ったときは「電動アシスト車椅子」を勧められました。しかし、C4の脊髄損傷は腕も力が入りにくい疾患であり、坂道などで手動車椅子を漕ぐことは手を痛める原因になると説明し、電動車椅子の支給が認められました。

普通型電動車椅子が認められた理由

ウィルを希望した際、「簡易型電動車椅子ではダメなのか?」とも聞かれましたが、仕事で取引先に行く際に段差があることや、たびたび帰省する実家の周りに砂利道があり、簡易型電動車椅子では当初の目的を果たせないと説明し、ウィルの支給に至りました。

渡井様

身体状況

疾患：スティックラー症候群

身体障害者手帳 3級

障害名：先天性疾患による上肢機能障害 6級
先天性疾患による下肢機能障害 4級

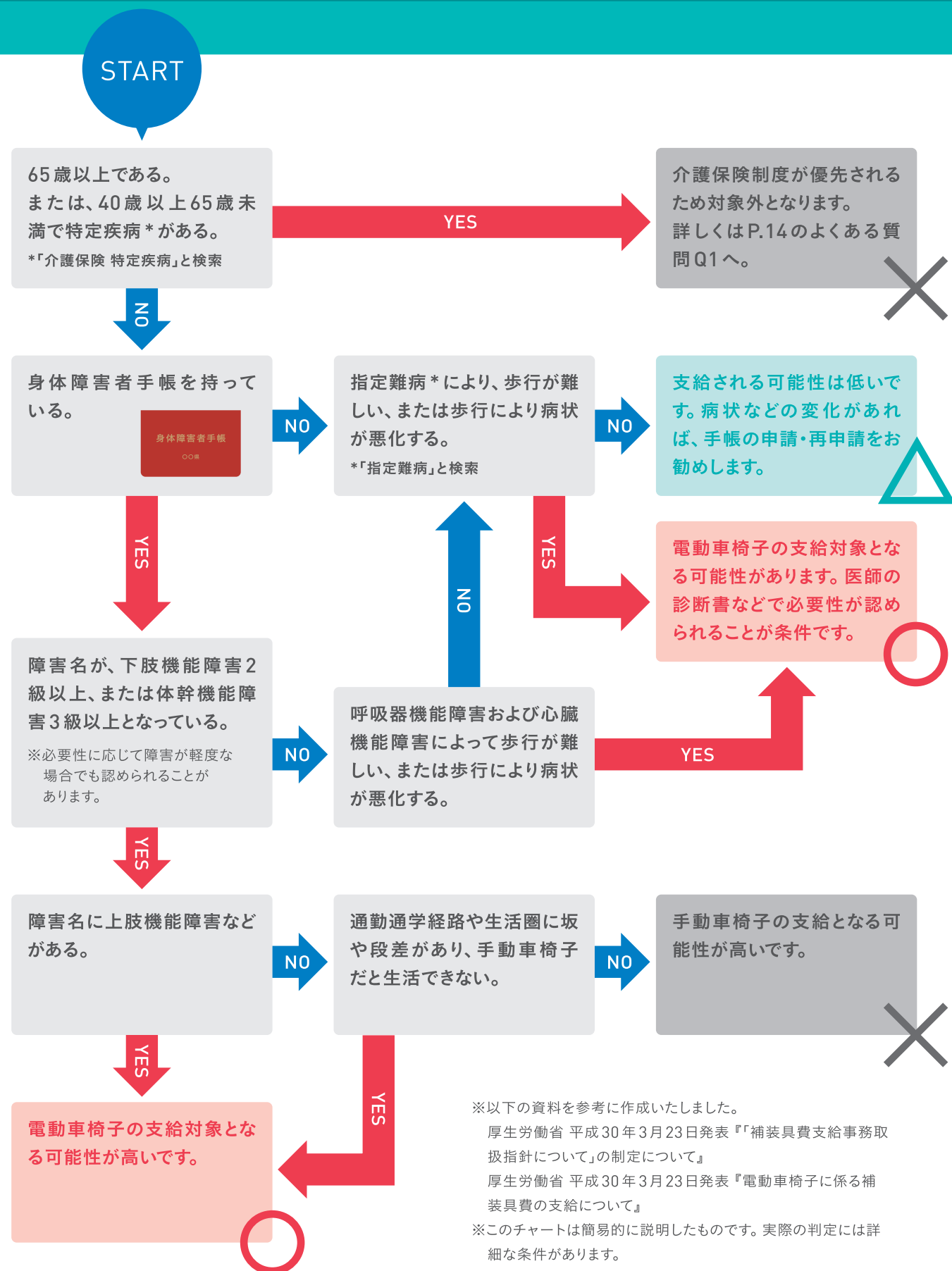
今までは杖での歩行や、母に車椅子を押してもらって中学校に通っていましたが、一人で安全な通学をするためにウィルを購入しました。

18歳未満のため、身体障害者更生相談所などには行かず、区の福祉事務所の方に自宅に来てもらい判定を受けました。ウィルは通学に使う目的で申請したので、判定の際は試乗機を借りて、中学校から自宅までウィルで移動する様子を福祉事務所の方が確認しました。通学は電車を使っているので、電車の乗り降りなども問題なく行えるかチェックしていました。

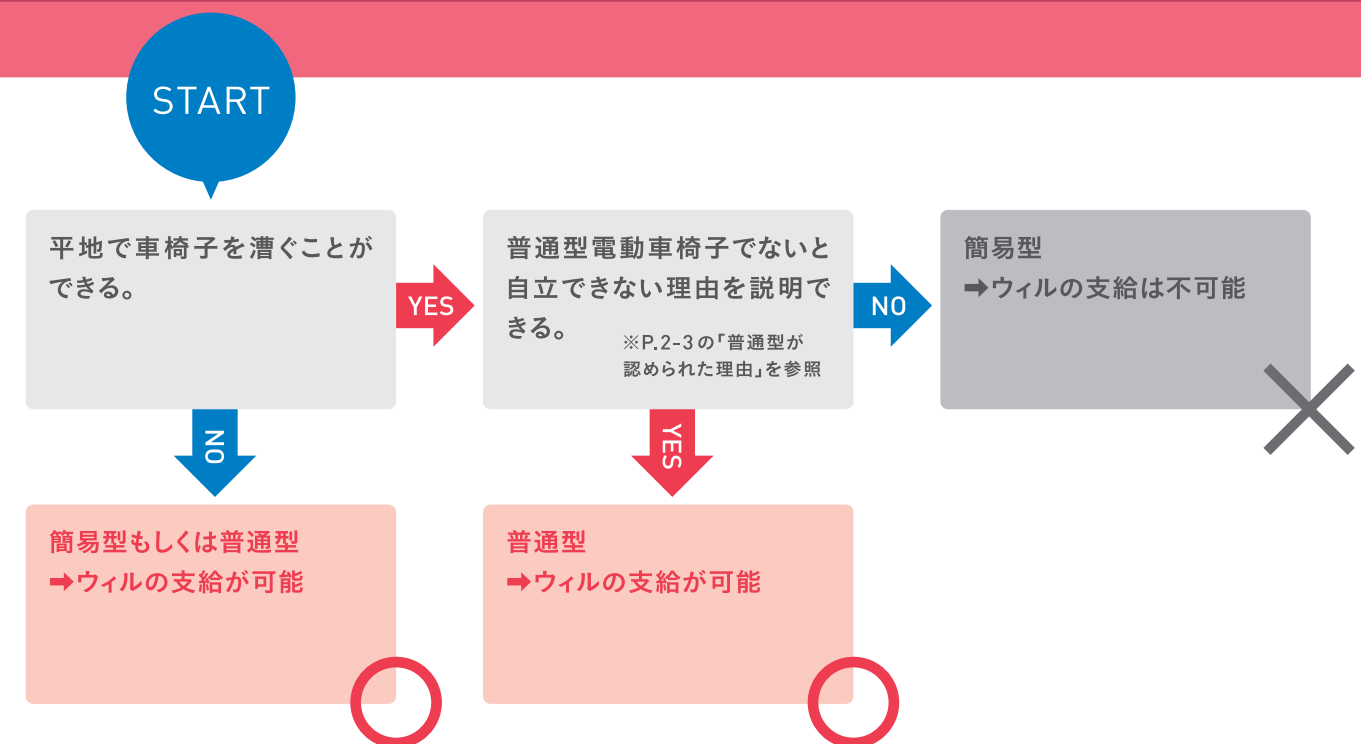
普通型電動車椅子が認められた理由

肘の関節が動きにくいことにより、手動車椅子を漕ぐことはできないため、簡易型電動車椅子の話は全く出ませんでした。

まず、「電動車椅子」の支給対象か？



さらに、「普通型電動車椅子」の支給対象か？



電動車椅子には「簡易型電動車椅子」と「普通型電動車椅子」があり、「簡易型電動車椅子が適している」と判定された場合、ウィルを制度で購入することができません。

簡易型電動車椅子とは？

手動の車椅子に電動ユニットを取り付けた電動車椅子です。手動と電動の切替式と、電動アシスト式があります。

普通型電動車椅子とは？

電動での走行を前提とした電動車椅子です。手動に切り替えることはできません。





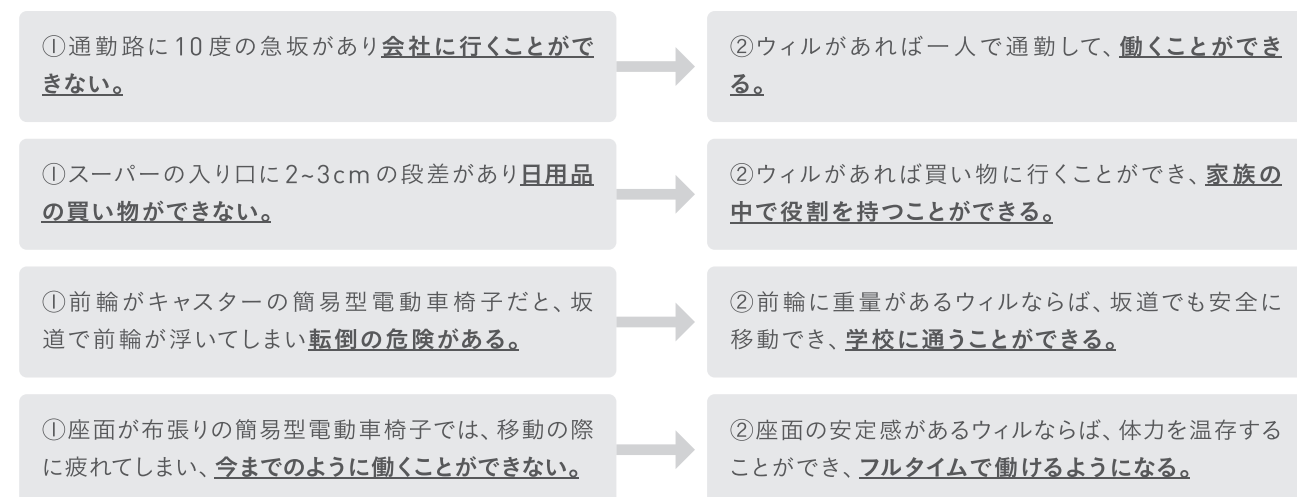
普通型電動車椅子が必要である 正当な理由があるか？

補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められません。また、この制度の目的は「自立と社会参加」であり、単に「身体が不自由だからウィルが欲しい」ということではなく、具体的にどういったことがウィルによって可能になるか説明する必要があります。申請の際は、以下の2点を具体的に説明しましょう。

①ウィルがない場合、生活、就労、就学が極めて困難になる事実

②ウィルがある場合、「自立と社会参加」が可能になる事実

○ 認められた具体例



× 認められなかった具体例

「手動車椅子でも会社に行くことはできるが、電動で動くことができれば便利だから。」

理由：あれば便利というだけでは認められない。

「ウィルがあれば散歩や外出でリフレッシュすることができ、QOLを向上させることができるから。」

理由：QOLの向上は「あればより良い」という解釈であり、理由として認められない。

「介助用車椅子を押す必要がなくなり、介助者の負担が軽減されるから。」

理由：介助者の負担軽減ではなく、本人の「自立と社会参加」が制度の目的である。

「カッコいいデザインで周りの人との会話が増えるから。」

理由：身体機能を補完または代替するものであり、デザインは関係ない。



補装具費支給制度の販売における 販売店様のやることリスト

お客様が補装具費支給制度での購入を希望する場合、販売店様は市区町村や更生相談所等とやりとりしながら様々な手続きを行う必要があります。販売までの流れはお客様がお住まいの市区町村によって多少異なりますので、詳しくは市区町村にご確認ください。

④市区町村に「補装具業者登録」する



販売店様
やること

補装具費支給制度を利用しての販売に対応したことがない場合は、市区町村に「補装具業者登録申請」をする必要があります。市区町村によって様々ですが、例えば以下のような書類が必要です。詳しくはお客様在住の市区町村にお問合せください。
・補装具業者登録申請書・事業所調書・電動車いす取扱調書・登記簿謄本の写しなど

①お客様が市区町村窓口で申請する



販売店様
やること

申請の際に提出する「見積書」を作成する。この「見積書」は一般的な見積書と書き方が異なるため注意。詳しくはP.8~P.9をご覧ください。

②更生相談所等で給付判定を受ける（申請した際にお客様が予約を取る）



販売店様
やること

試乗用の機体と処方箋例を持参して更生相談所で行われる給付判定会に立ち会う。場合によっては複数回行われるケースもある。

③利用者と販売店が契約する



販売店様
やること

お客様との契約を行う。

④更生相談所等で適合判定を受ける



販売店様
やること

納品する機体を持参して更生相談所で行われる適合判定会に立ち会う。そのまま納品となる場合が多い。

⑤納品する

⑥補装具費を市区町村に請求する



販売店様
やること

市区町村に補装具費を請求する。自治体によってはお客様が請求してお客様から販売店に支払う形式をとっている場合もある。

解説 市区町村に提出する「見積書」の書き方



POINT 1 見積額の決め方を理解する!
 補装具費支給制度の申請の際に市区町村から提出を求められる「見積書」は一般的な見積書とは考え方が異なります。
 「見積書」にはメーカーが決めた価格ではなく、厚生労働省が決めた「基準額」を記載します。

厚生労働省

普通型電動車椅子(6km/h)
 本体の価格は502,300円とします!

外部充電器が必要ですね!
 では、21,300円を加算しましょう!

跳ね上げ式アームサポートが身体的に必要なんですね!では、片方で6,750円を加算します!

電動車椅子本体とそれぞれのパーツの品名と標準額は厚生労働省が決めている!

Model C2は487,000円だけど!?

充電器は12,000円が定価だけど…?

跳ね上げ式アームサポートは標準装備されているから0円では?(Model C2のみ)

メーカーが決めた価格は関係なし!

POINT 2 厚生労働省が告示する基準額のリストの中からウィルの機能に当てはまる項目をピックアップする!

厚生労働省が告示している「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」という資料があります。

この資料には義手、義足、補聴器、車椅子などの各補装具の部品ごとの基準額が記載されています。100ページ以上あり、その中からウィルに関する部品の基準額をピックアップするのは大変です。

電動車椅子に関する項目だけで130以上もあります!

P.10、P.12の見積もり書例では、ウィルを補装具費支給制度で購入する際に関係する基準額を記載しています。

電	コントローラー交換	84,300
	コントローラー部品交換	9,500
	電動リフトコントローラー交換	40,600
	電動リフトコントローラー部品交換	10,200
	電動ディルトコントローラー交換	94,500
動	電動ディルトコントローラー部品交換	10,200
	操作制御部交換	24,300
	操作制御部品交換	5,800
	電動リフト操作制御部交換	30,500
	電動リフト操作制御部品交換	5,100
車	電動ディルト制御部交換	30,500
	電動ディルト制御部品交換	5,100
	電動リフト自動停止制御部交換	15,200
	電動リフト自動停止制御部品交換	5,100
	電動ディルト自動停止制御部交換	15,200
椅	電動ディルト自動停止制御部品交換	5,100
	ハーネス及びリレー交換	9,000
	ハーネス及びリレー部品交換	3,400
	電動リフトハーネス交換	15,200
	電動ディルトハーネス交換	15,200
子	モーター交換	28,500
	モーター部品交換	7,200
	電動リクライニングモーター交換	17,000
	電動リフトモーター交換	60,900
	電動リフトモーター部品交換	8,100
	電動ディルトモーター交換	17,000
	電動ディルトモーター部品交換	8,100
	ギヤーボックス交換	45,100
	ギヤーボックス部品交換	9,700
	電動リクライニング装置交換	53,300
	電動リクライニング装置部品交換	22,200
	電動ディルト装置交換	53,300
	電動ディルト装置部品交換	22,200
	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用を除く。)交換	17,400
	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用)交換	

厚生労働省告示「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」から一部抜粋

POINT 3 「見積書」に記載したすべての基準額が支給されるわけではない。

上記で提出した見積書を踏まえて、市区町村は利用者様の身体状況、生活環境等の諸条件を考慮して、それぞれの項目の必要性を判断します。ですので、認められる項目、認められない項目が発生します。見積書の変更が必要であれば市区町村から要請されますので指示に従ってください。

WHILL Model C2 見積書の書き方(例)



〇〇市長 様

下記の通りお見積り申し上げます。

御見積書

〇〇株式会社

品名	数量	単価	金額
電動車いす 普通型(6km/h)	1	¥502,300	¥502,300
リチウムイオンバッテリー	1	¥62,300	¥62,300
跳ね上げ式アームサポート	2	¥6,750	¥13,500
高さ調整式アームサポート	2	¥3,600	¥7,200
ノーパンクタイヤ(前輪)	2	¥12,000	¥24,000
ノーパンクタイヤ(後輪)	2	¥12,000	¥24,000
転倒防止装置	1	¥6,400	¥6,400
クッション滑り止め部品	1	¥2,050	¥2,050
背座間角度調整部品	1	¥8,800	¥8,800
外部充電器	1	¥21,300	¥21,300
シートベルト	1	¥4,350	¥4,350
ステッキホルダー	1	¥3,250	¥3,250
クッション(ウレタンフォームの多層構造)	1	¥17,500	¥17,500
完成用部品【座位保持装置 支持部 骨盤・大腿部】Cascade Designs VAR720002	1	¥62,700	¥62,700
背クッション	1	¥14,500	¥14,500
完成用部品【座位保持装置 支持部 体幹部】Cascade Designs 4400321610	1	¥66,000	¥66,000
完成用部品【座位保持装置 支持部 体幹部】Cascade Designs 4400121610	1	¥66,000	¥66,000
完成用部品【座位保持装置 支持部 体幹部】Cascade Designs 4400221610	1	¥71,300	¥71,300
6%加算			¥87,825
合計金額			¥〇〇〇

4.5km/hの場合は、単価 ¥486,300

Model C/C2のバッテリーはリチウムイオン電池ですが、マイコン内蔵型ニッケル水素電池(¥62,300)として記載するように自治体から指示を受けるケースが多いです。

見積書例(Excelデータ)と処方箋例(PDFデータ)は下記のURLからダウンロードできます。



<https://whill.inc/jp/hosougu2>

Q. 6%加算とは?
A. 6%は作製や修理にあたって全体価格に使用材料が占める割合(60%相当と考える)を考慮して、使用材料の購入にかかる消費税の影響分(消費税10%×60%=6%)を算出した割合とされています。

骨盤ベルトを付ける場合

杖ホルダーを付ける場合

本体付属の座面クッションを使う場合

オプションのバリライトクッションを使う場合

本体付属の座面クッションを使う場合

オプションのバリライトバックサポートクッションSを使う場合

オプションのバリライトバックサポートクッションMを使う場合

オプションのバリライトバックサポートクッションLを使う場合

法的に定められている加算額

※この見積書の情報は、以下の資料を元に作成しました。この基準は改正される可能性があります。
平成28年3月発表 平成27年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)
補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究『補装具費支給判定基準マニュアル 支援者のための一』
令和6年3月29日改正の『補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準』

WHILL Model C2 処方箋の書き方(例)

市区町村によっては、処方箋の記入を求められます。また、以下の内容は判定会の際に尋ねられる場合があるので、把握しておくで安心です。

青色：決定事項 赤色：ご利用者様によって異なる事項

※この処方箋は以下の資料に添付された様式例です。
厚生労働省 令和6年3月29日改正
『「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について』

別添様式例第5号(6)

標準形電動車椅子処方箋

氏名	年月日()歳		
住所	TEL		
医学的所見	疾患名	身長 cm / kg	職業 (具体的に)
	障害名	移乗能力 自立・半介助・介助	主な使用場所 屋内 屋外 屋内外
基本価格	1. 標準	2. 頭頸部	本体 1. 標準形(低速用) 2. 標準形(中速用)
a. 新規支給(1台)	b. 2台同時支給	c. 再支給	a. モジュール(標準) b. オーダーメイド c. レディメイド
機構加算	1. 手動リクライニング機構 2. 電動リクライニング機構 3. 電動ティルト機構 4. 電動ティルト・リクライニング機構 5. 電動リフト機構	バッテリー 1. シールドバッテリー 2. リチウムイオンバッテリー	操作ボックス 1. 標準型 2. 感度調整 3. 感度調整 a. ばね圧変更 a. スイッチ延長
【構造部品加算】	シート 1. 板張り式(標準) 2. スリング式 3. 張り調整式	a. 奥行き調整構造	バックサポート 1. スリング式(標準) 2. 張り調整式
	レックサ 1. 固定式(標準) 2. 挙上式 3. 着脱式 4. 開閉着脱式 5. 挙上・開閉着脱式	a. レッグベルト全面張り	フットサポート 1. セバレート式(標準) 2. セバレート式(二重折込式)
	サア 1. フレーム一体型 固定式 2. フレーム一体型 跳ね上げ式 3. フレーム一体型 着脱式 4. 独立型 固定式 5. 独立型 跳ね上げ式 6. 独立型 着脱式	a. 高さ調整構造 b. 角度調整構造 c. アームサポート幅広 d. アームサポート延長	ブレーキ 1. 電動又は電磁ブレーキ(標準)
【付属品】	□ パワーステアリング □ クライマーセット □ 手動スイングアーム □ 電動チンコントロール一式 □ 手動チンコントロール一式 □ 多様入力コントローラ □ a. 非常停止スイッチボックス □ b. 4方向スイッチボード □ c. 8方向スイッチボード □ d. 小型ジョイスティックボックス □ e. フォースセンサ □ f. 足用ボックス □ 簡易1入力 □ ジョイスティックノブ □ 小/球/こけし □ U/十字/ペン/太長/T字/極小 □ ヒールループ 左・右 □ アンクルストラップ 左・右 □ ステップカバー 左・右	□ テーブル □ テーブル取付部品 □ 呼吸器搭載台 □ 痰吸引器搭載台 □ 携帯会話補助装置搭載台 □ 車載用固定部品 個 □ 杖たて(一本杖) 左・右 □ 杖たて(多点つえ) 左・右 □ 酸素ボンベ固定装置 □ 栄養パック取付用ガートル架 □ 点滴ポール □ 日よけ □ 雨よけ □ 泥よけ □ スポークカバー □ リフレクタ 個 □ 高さ調整手押しハンドル 左・右	□ クッション(カバー付き) 1. 平面形状型 2. モールド型 a. ゲル素材 b. 多層構造 c. 立体編物 d. 滑り止め加工 e. 防水加工 □ 背クッション a. 滑り止め加工 □ ヘッドサポート 1. 着脱式(枕含む) 2. マルチタイプ(枕含む) a. 枕オーダーメイド変更 3. 枕(オーダーメイド) 4. 枕(レディメイド)
【付属品】座位保持装置 製作要素	【特記事項】		
【完成用部品】			

WHILL Model F 見積書の書き方(例)



〇〇市長 様

下記の通りお見積り申し上げます。

御見積書

〇〇株式会社

品名	数量	単価	金額
電動車いす 普通型(6km/h)	1	¥502,300	¥502,300
リチウムイオンバッテリー	1	¥62,300	¥62,300
アームサポート(肘当て部分)	2	¥5,000	¥10,000
高さ調整式アームサポート	2	¥3,600	¥7,200
ノーパンクタイヤ(前輪)	2	¥12,000	¥24,000
タイヤ(後輪)	2	¥6,400	¥12,800
転倒防止装置	1	¥6,400	¥6,400
クッション滑り止め部品	1	¥2,050	¥2,050
背座間角度調整部品	1	¥8,800	¥8,800
外部充電器	1	¥21,300	¥21,300
シートベルト	1	¥4,350	¥4,350
ステッキホルダー	1	¥3,250	¥3,250
クッション(ウレタンフォームの多層構造)	1	¥17,500	¥17,500
背クッション	1	¥14,500	¥14,500
6%加算			¥41,283
合計金額			¥〇〇〇

4.5km/hの場合は、単価 ¥486,300

Model Fのバッテリーはリチウムイオン電池ですが、マイコン内蔵型ニッケル水素電池(¥54,000)として記載するように自治体から指示を受けるケースが多いです。

見積書例(Excelデータ)と処方箋例(PDFデータ)は下記のURLからダウンロードできます。



<https://whill.inc/jp/hosougu2>

Q. 6%加算とは?
A. 6%は作製や修理にあたって全体価格に使用材料が占める割合(60%相当と考える)を考慮して、使用材料の購入にかかる消費税の影響分(消費税10%×60%=6%)を算出した割合とされています。

骨盤ベルトを付ける場合

杖ホルダーを付ける場合

法的に定められている加算額

※この見積書の情報は、以下の資料を元に作成しました。この基準は改正される可能性があります。
平成28年3月発表 平成27年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)
補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究『補装具費支給判定基準マニュアル 支援者のための一』
厚生労働省 令和6年3月29日改正の『補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準』

WHILL Model F 見積書の書き方(例)

市区町村によっては、処方箋の記入を求められます。また、以下の内容は判定会の際に尋ねられる場合があるので、把握しておく安心です。

青色：決定事項 赤色：ご利用者様によって異なる事項

※この処方箋は以下の資料に添付された様式例です。
厚生労働省 令和6年3月29日改正
『「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について』

別添様式例第5号(6)

標準形電動車椅子処方箋

氏名	年月日()歳		
住所	TEL		
医学的所見	疾患名	身長 cm / kg	職業 (具体的に)
	障害名	移乗能力 自立・半介助・介助	主な使用場所 屋内 屋外 屋内外
基本価格	1. 標準	2. 頭頸部	本体 1. 標準形(低速用) 2. 標準形(中速用)
a. 新規支給(1台)	b. 2台同時支給	c. 再支給	a. モジュール(標準) b. オーダーメイド c. レディメイド
機構加算	1. 手動リクライニング機構 2. 電動リクライニング機構 3. 電動ティルト機構 4. 電動ティルト・リクライニング機構 5. 電動リフト機構	バッテリー 1. シールドバッテリー 2. リチウムイオンバッテリー	操作ボックス 1. 標準型 2. 感度調整 操作レバー 1. 標準型 2. 感度調整 スイッチ 1. 標準型
【構造部品加算】			a. ばね圧変更 a. スイッチ延長 個
シート	1. 板張り式(標準) 2. スリング式 3. 張り調整式	a. 奥行き調整構造	バックサポート 1. スリング式(標準) 2. 張り調整式
レッグサポーター	1. 固定式(標準) 2. 挙上式 3. 着脱式 4. 開閉着脱式 5. 挙上・開閉着脱式	a. レッグベルト全面張り	フットサポート 1. セパレート式(標準) 2. セパレート式(二重折込式)
サアポーム	1. フレーム一体型 固定式 2. フレーム一体型 跳ね上げ式 3. フレーム一体型 着脱式 4. 独立型 固定式 5. 独立型 跳ね上げ式 6. 独立型 着脱式	a. 高さ調整構造 b. 角度調整構造 c. アームサポート幅広 d. アームサポート延長	ブレーキ 1. 電動又は電磁ブレーキ(標準)
【付属品】	<input type="checkbox"/> パワーステアリング <input type="checkbox"/> クライマーセット <input type="checkbox"/> 手動スイングアーム <input type="checkbox"/> 電動チンコントロール一式 <input type="checkbox"/> 手動チンコントロール一式 <input type="checkbox"/> 多様入力コントローラ <input type="checkbox"/> a. 非常停止スイッチボックス <input type="checkbox"/> b. 4方向スイッチボード <input type="checkbox"/> c. 8方向スイッチボード <input type="checkbox"/> d. 小型ジョイスティックボックス <input type="checkbox"/> e. フォースセンサ <input type="checkbox"/> f. 足用ボックス <input type="checkbox"/> 簡易1入力 <input type="checkbox"/> ジョイスティックノブ <input type="checkbox"/> 小/球/こけし <input type="checkbox"/> U/十字/ペン/太長/T字/極小 <input type="checkbox"/> ヒールループ 左・右 <input type="checkbox"/> アンクルストラップ 左・右 <input type="checkbox"/> ステップカバー 左・右	<input type="checkbox"/> テーブル <input type="checkbox"/> テーブル取付部品 <input type="checkbox"/> 呼吸器搭載台 <input type="checkbox"/> 痰吸引器搭載台 <input type="checkbox"/> 携帯会話補助装置搭載台 <input type="checkbox"/> 車載用固定部品 個 <input checked="" type="checkbox"/> 杖たて(一本杖) 左・右 <input type="checkbox"/> 杖たて(多点つえ) 左・右 <input type="checkbox"/> 酸素ボンベ固定装置 <input type="checkbox"/> 栄養パック取付用ガートル架 <input type="checkbox"/> 点滴ポール <input type="checkbox"/> 日よけ <input type="checkbox"/> 雨よけ <input type="checkbox"/> 泥よけ <input type="checkbox"/> スポークカバー <input type="checkbox"/> リフレクタ 個 <input type="checkbox"/> 高さ調整手押しハンドル 左・右	クッション(カバー付き) 1. 平面形状型 2. モールド型 a. ゲル素材 b. 多層構造 c. 立体編物 d. 滑り止め加工 e. 防水加工 背クッション a. 滑り止め加工 ヘッドサポート 1. 着脱式(枕含む) 2. マルチタイプ(枕含む) a. 枕オーダーメイド変更 3. 枕(オーダーメイド) 4. 枕(レディメイド)
【付属品】座位保持装置 製作要素	【特記事項】		
【完成用部品】			

? よくある質問

Q1. 何歳までがこの制度の対象ですか？

A. 介護保険制度が利用できる方は対象外となります。具体的には、45~64歳の特定疾病がある方、65歳以上の方は補装具費支給制度ではなく、介護保険制度の福祉用具レンタルの利用になります。

Q2. 速度4.5km/hの普通型電動車椅子を指定されたのですが、速度変更可能ですか？

A. 速度4.5km/h、6.0km/hどちらにも設定可能です。

Q3. 支給を受けた市区町村から引越した場合、修理対応はどうなりますか？

A. 現在お住いの市区町村で新たに申請する必要があります。お住いの市区町村の障害福祉課にご相談ください。再度判定する必要があるか、以前と同じ判定結果となるか、などは市区町村によります。

Q4. バッテリーが切れた時の不安から、交互に充電する目的で予備のバッテリーを支給してほしいという要望がありますが、支給は可能なのでしょうか？

A. 通勤、通所に要する移動距離や坂道などの環境因子も確かめ、1個のバッテリーではその走行距離がほぼ毎日のように不足することを確認できた場合、認められる可能性があります。

Q5. 手動車椅子との併用での支給は可能ですか？

A. 原則として1種目につき1台ですが、職業または教育上、特に必要と認められた場合は、2台とすることができる可能性があります。各更生相談所の判断によりますが、例えば、以下のようなケースが認められました。

- ・簡易型切替式電動車椅子を手動式に切り替えた場合、筋力が弱い場合操作が難しく、手動車椅子を電動車椅子と併用したいといったケース
- ・職場が狭く、電動車椅子だと操作が難しいため、職場用に手動車椅子を使用したいといったケースなど

Q6. フィッティング調整可能な部分を教えてください。

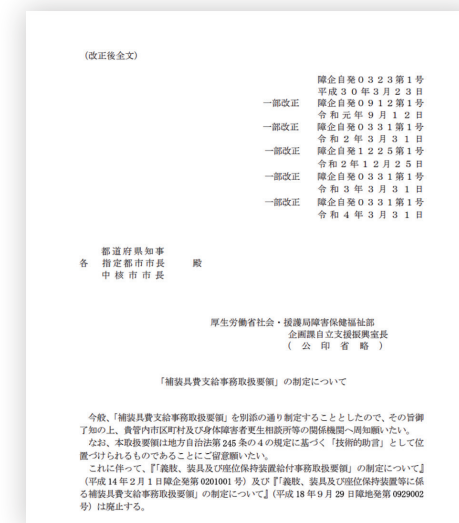
Model C2は以下のように、シートの長さ・高さ、バックサポートの高さ・角度、コントローラーの高さ、アーム前後は、一人ひとりにフィットするように調整できます。Model Fはアームレストの高さ・間隔のみ調整できます。コントローラーの左右を変更することはModel C2、Model Fともに可能です。



Q7. ウィルはリチウムイオンバッテリー搭載の普通型電動車椅子なので認められないと市区町村に言われました。

A. 現在は認められる可能性が高いです。

確かに以前は「補装具費支給事務取扱要領」にて「リチウムイオンバッテリーは、簡易型電動車椅子に限り支給可能であること。」との記載がありました。しかし、令和3年3月31日の一部改正で「リチウムイオンバッテリーは、**原則として**簡易型電動車椅子に限り支給可能であること。」と変更されました。この「原則として」という表現が加えられたことは、個別の状況を考慮して例外的な対応を取る可能性があることを示しています。



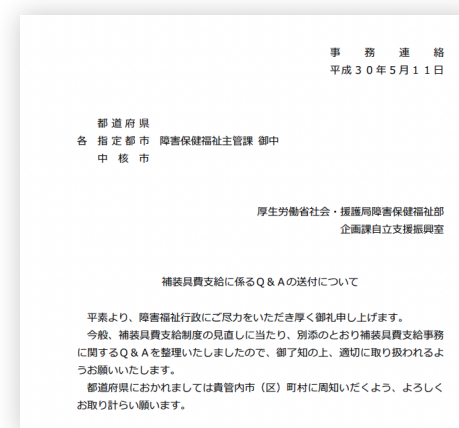
中略

第6 車椅子及び電動車椅子に関する取扱い

1 バッテリーの取扱い

電動車椅子のバッテリーについては、日常生活圏における坂道及び悪路の状況等、使用者の使用環境等を十分把握し、適切なバッテリーを選定すること。なお、リチウムイオンバッテリーは、原則として簡易型電動車椅子に限り支給可能であること。

加えて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が各障害保健福祉主管課宛に出した事務連絡には以下のような記載があります。



中略

Q9 今般の補装具費告示改正で追加された、電動車椅子に係るバッテリー(リチウムイオン電池)交換について、具体的な対象者はどのような者か。

A 電動車椅子のバッテリーの選定にあたっては、これまででも個々の身体機能や能力、病状、日常生活圏における坂道及び悪路の状況等、使用者の使用環境を勘案し、支給決定されている。電動車椅子に係るバッテリー(リチウムイオン電池)交換の対象者についても個々の状況を総合的にご判断頂きたい。

こういった根拠により、個別のお客様の身体機能や能力、病状、日常生活圏における坂道及び悪路の状況等の使用環境を説明することで、リチウムイオン電池を搭載しているウィルの支給がなされているケースが多いです。